（登録免許税法の一部改正）

第八条　登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第百五十五号の二㈠中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同号㈡中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第二十四条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

（国土交通省設置法等の一部改正）

第九条　次に掲げる法律の規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

一　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第十三条第一項第三号

二　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第十条第九項及び第十項並びに第五十四条第一項第一号、第八項及び第九項

三　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第四百十八条（見出しを含む。）

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正）

第十条　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「第六条第一項第四号」を「第六条第一項第三号」に、「から第三号まで」を「又は第二号」に、「同項第四号」を「同項第三号」に改める。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正）

第十一条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「第五十二条第六項」を「第五十二条第六項第一号」に、「並びに」を「並びに同項第二号に規定する」に改める。

（都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正）

第十二条　都市の低炭素化の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第十条第九項中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に、「第十二条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同条第十項を削る。

第五十四条第八項中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に、「第十二条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同条第九項を削る。

（調整規定）

第十三条　施行日が刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行の日前である場合には、同法第四百十八条のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第四十五条第三号の改正規定中「第四十五条第三号」とあるのは「第三十七条第三号」と、同法第七十二条の改正規定中「第七十二条」とあるのは「第六十九条」とする。

総務大臣　金子　恭之
法務大臣　古川　禎久
財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣　萩生田光一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

電気通信事業法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

令和四年六月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第七十号

電気通信事業法の一部を改正する法律

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「電気通信事業者」を「電気通信事業者等」に改める。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「利用者」を「利用者等」に改める。

第二条第五号中「第十六条第一項」の下に「（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条に次の一号を加える。

七　利用者　次のイ又はロに掲げる者をいう。

イ　電気通信事業者又は第百六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業（以下「第三号事業」という。）を営む者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者その他これに準ずる者として総務省令で定める者

ロ　電気通信事業者又は第三号事業を営む者から電気通信役務（これらの者が営む電気通信事業に係るものに限る。）の提供を受ける者（イに掲げる者を除く。）

第七条中「ものとして総務省令で定める」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一　電話に係る電気通信役務であつて総務省令で定めるもの（以下「第一号基礎的電気通信役務」という。）

二　高速度データ伝送電気通信役務（その一端が利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備及びこれと一体として設置される電気通信設備であつて、符号、音響又は影像を高速度で送信し、及び受信することが可能なもの（専らインターネットへの接続を可能とする電気通信役務を提供するために設置される電気通信設備として総務省令で定めるものを除く。）を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務をいう。第百十条の五第一項において同じ。）であつて総務省令で定めるもの（以下「第二号基礎的電気通信役務」という。）

第十二条の二第四項第二号ロ中「第三十三条第一項の総務省令で定める区域ごとに、」及び「（電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。）」を削り、「当該区域内」を「その伝送路設備が設置される都道府県の区域内」に改め、「占める」の下に「割合として第三十三条第一項の総務省令で定める方法により算定した」を加え、「当該区域において」を削り、「これと一体として」を「当該伝送路設備を用いる電気通信役務を提供するために」に改め、同号ニ中「この号」を「このニ」に改める。

第十三条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第百八十六条第一号を除き、以下同じ。）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第九条の登録を受けた者が第百六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた場合において、当該指定により第十条第一項第三号の事項に変更が生じたときにおける前項の規定の適用については、同項中「を変更しようとするときは」とあるのは、「に変更が生じたときは、第百六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた日から一月以内に」とする。

第十六条第一項第四号中「第四十四条第一項の」を「第四十四条第一項に規定する」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第百八十五条第一号を除き、以下同じ。）」に、「同項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　電気通信事業者以外の者が第百六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた場合における前項の規定の適用については、同項中「その旨」とあるのは、「第百六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた日から一月以内に、その旨」とする。